平成２３年（フ）第１６８号
新潟市東区東中島４丁目12番19号
債務者　土田　睦子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７４号
新潟市江南区船戸山４丁目５番10号
債務者　杉本　絵泉
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７６号
新潟県五泉市北五泉駅前４番43号
債務者　吉田　勝則
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７７号
新潟県五泉市北五泉駅前４番43号
債務者　吉田奈津樹
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
新潟市中央区南万代町10番16号　南万代荘３号
債務者　南雲　ミイ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８１号
新潟市東区寺山３丁目13番29号、前住所新潟市北区松浜本町１丁目９番15号
債務者　小黒　清子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８６号
新潟市西区五十嵐東３丁目７番５号
債務者　冨沢美佳子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９０号
新潟市中央区文京町９番18号　アドラブール文京町３－Ｅ号
債務者　井越　秀敏
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９号
京都市左京区岩倉幡枝町658番地　レスポワール大西302
債務者　菊池　和幸
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
京都市右京区西院久田町46番地
債務者　永山こと　崔　　照一
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
京都市南区吉祥院新田下ノ向町２番地の30
債務者　上村　栄子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
京都市西京区桂徳大寺北町69番地　チコーベルメゾン桂510号、住民票上の住所京都市伏見区羽束師鴨川町39番地の14
債務者　島野　　茂
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
京都府京田辺市河原神谷66番地23―103
債務者　片岡　逸子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
京都市上京区御前通今出川上る鳥居前町670番地の28
債務者　相生　龍吾
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４０号
京都市山科区上花山坂尻100番地１マンション清102号室
債務者　梅田　秀昭
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
京都府宇治市広野町中島17番地の１エスリード宇治広野102号
債務者　山下　雅美
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
香川県高松市亀田町298番地８バーティⅠ―102号
債務者　宮前　真吾
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係